



目次

規 則	ページ
◎高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意の成立（漁業管理課） （12・12揭示）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（" "） （" "）	1
◎地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（行政管理課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（" "）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（" "）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（4件）（経営支援課）	2
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	3
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め（漁業管理課）	3
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	4
○道路の区域変更（道路課）	4
○道路の供用開始（" "）	4
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	4
高知県教育委員会規則	
◎高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則	4
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○平成25年における増殖目標量、期間等	14
入札公告	

○一般競争入札（マイクロソフトスクールアグリメントほかの借入れ）の公告（教育委員会事務局教育政策課） 15

落札公告
○落札者の公告（公営企業局県立病院課） 16

規 則

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成24年12月14日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第87号
高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成25年4月1日とする。

告 示

高知県告示第741号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成24年12月12日（揭示済）

栄喜加入区
高知県告示第742号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成20年12月高知県告示第732号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成24年12月11日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。
平成24年12月12日（揭示済）

栄喜加入区
高知県告示第743号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づ

き、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。
平成24年12月14日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 委任する事務
高知県立弓道場の利用料金の承認等（準備行為を含む。）並びに使用料の減免及び選付に関すること。
 - 委任する相手方
高知県教育委員会
 - 委任する年月日
平成25年4月1日。ただし、利用料金の承認等に係る準備行為に関することについては、平成24年12月14日

高知県告示第744号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
西村医院 幡多郡大月町弘見1422-7 平24・8・26

高知県告示第745号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年11月21日	社会福祉法人日高村社会福祉協議会 高岡郡日高村沖名5	日高村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 高岡郡日高村沖名5 居宅介護支援

高知県告示第746号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
西村医院 幡多郡大月町弘見1422-7 平24・8・25
高知県告示第747号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社ウイル 代表取締役 明坂 慎也

(2) 届出者の住所

高知市南御座7番16号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

すまいるあき
安芸市久世町9番20号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
TSUTAYA	明坂 慎也	高知市南御座7番16号
谷川時計店	谷川 清司	安芸市本町二丁目10-2
シュシュ	土居 登美子	安芸市久世町9番20号
有光薬品	有光 健男	安芸市庄之芝町7-17
ダイソー	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
TSUTAYA	明坂 慎也	高知市南御座7番16号
谷川時計店	谷川 清司	安芸市本町二丁目10-2
シュシュ	土居 登美子	安芸市久世町9番20号
有光薬品	有光 健夫	安芸市庄之芝町7-17
ダイソー	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
西松屋チェーン	大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

(5) 変更年月日

平成24年6月21日

(6) 変更理由

新規小売業者入店のため

2 届出年月日

平成24年6月22日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
安芸市商工観光水産課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第748号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社宿毛スーパーマーケット 代表取締役 川添 良宏

(2) 届出者の住所

宿毛市長田町6番2号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エヴィ宿毛店
宿毛市長田町6番2号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社宿毛スーパーマーケット 代表取締役 竹島 龍輔

(変更後) 株式会社宿毛スーパーマーケット 代表取締役 川添 良宏

(5) 変更年月日

平成22年12月7日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の建物設置者の代表者氏名変更のため

2 届出年月日

平成24年10月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
宿毛市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第749号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事

項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社宿毛スーパーマーケット 代表取締役 川添 良宏

(2) 届出者の住所

宿毛市長田町6番2号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エヴィ宿毛店

宿毛市長田町6番2号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エヴィ	中村 彰宏	高知市北御座10-3
シューズヨイチ	柴岡 幸雄	宿毛市中央七丁目3-31
有限会社山本化粧品	山本 勝敬	宿毛市中央四丁目3-6
ブーゲン	朝比奈 啓造	幡多郡大月町弘見2085-2

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エヴィ	中村 彰宏	高知市北御座10-3
有限会社山本化粧品	山本 勝敬	宿毛市中央四丁目3-6

(5) 変更年月日

平成24年10月1日

(6) 変更理由

小売業者退店のため

2 届出年月日

平成24年10月12日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

宿毛市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第750号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社宿毛スーパーマーケット 代表取締役 尾崎 英雄

(2) 届出者の住所

宿毛市長田町6番2号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エヴィ宿毛店

宿毛市長田町6番2号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エヴィ	午前9時	午後10時
有限会社山本化粧品	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エヴィ	午前8時30分	午後10時
有限会社山本化粧品	午前8時30分	午後10時

(5) 変更年月日

平成24年11月1日

(6) 変更理由

顧客より開店時刻の繰上げの要望がある為

2 届出年月日

平成24年10月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

宿毛市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第751号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区
小型かつお漁業

高知県告示第752号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成24年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

◎区画漁業権（1件）

1 公示番号 区第2,047号（第一種（貝類）久礼）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸地先

イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸基点
 ア 甲から磁針方位140度03分の線上170メートルの点
 イ 甲から磁針方位140度57分の線上140メートルの点
 ウ 甲から磁針方位120度52分の線上145メートルの点
 エ 甲から磁針方位123度25分の線上174メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
 類垂下式養殖業
 (3) 地元地区
 高岡郡中土佐町久礼鎌田
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日
 平成25年3月30日

第3 漁業権の免許申請期間
 平成25年3月1日から同月15日まで

第4 漁業権の存続期間
 免許の日から平成25年8月31日まで
 (この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第753号
 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成24年12月14日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 公共測量（道路現況測量）
 2 作業期間
 平成24年12月29日から平成25年2月18日まで
 3 作業地域
 土佐市宇佐町宇佐地区

高知県告示第754号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年12月14日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蕨野大比
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町永瀬字 ミコノイシ432番1 から 香美市香北町永瀬字 ミコノイシ1232番1 まで	前	5.4 }	40
	後	9.7 }	
		6.6 }	40
		10.3 }	

高知県告示第755号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年12月14日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市大埴字吉田前甲1563番9から 南国市大埴字治造徳甲1506番15まで	114	平成24年12月14日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準

用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
 平成24年12月14日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
 高知広域都市計画土地区画整理事業
- 2 縦覧場所
 高知県土木部都市計画課及び高知市役所

教育委員会規則

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。
 平成24年12月14日
 高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第10号
高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則
 (趣旨)

第1条 この規則は、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立弓道場（以下「弓道場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
 (利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、口頭により申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、別記第1号様式又は別記第2号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、口頭により申請をすることができる。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者（弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第1項及び第2項、第4条第1項、第5条ただし書、第9条、第11条ただし書、第12条ただし書、第14条並びに第15条において同じ。）が特に認めるときは、この限りでない。
 (利用の取消しの届出等)

第3条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、

当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 条例第5条第1項の利用施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。
- 3 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、次条第1項の規定により利用券の交付を受けているときは、当該利用券を提出しなければならない。
- 4 教育委員会に対して提出する第2項の利用変更許可申請書は、別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。
(利用許可書の交付等)

第4条 指定管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書若しくは利用券又は利用変更許可書若しくは利用券を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 教育委員会が交付する前項の利用許可書は別記第5号様式に、利用券は別記第6号様式に、利用変更許可書は別記第7号様式によるものとする。
(利用料金等の納付の時期)

第5条 条例第9条の規定による利用料金又は条例第14条第1項の規定による使用料の納付は、当該利用の前にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後にすることができる。
(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第8号様式による利用料金承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により教育委員会の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第9号様式による利用料金変更承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。
(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、県又は教育委員会が主催する学校体育行事又は社会体育行事のために利用施設を利用する場合とする。

- 2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者が弓道場の射場を個人で利用する場合は、使用料を免除するものとする。
- (1) 身体障害者手帳を所持する者
 - (2) 療育手帳を所持する者

- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 知事が定めるところにより交付する高知県長寿手帳又は高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を介護するために当該身体障害者等と同時に弓道場の射場を利用する者（身体障害者等1人につき1人とする。）

3 前2項に定める場合のほか、条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合及び減額する場合の当該額は、教育委員会が別に定める。

4 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、教育委員会に対して、別記第10号様式による使用料減額（免除）承認申請書を提出しなければならない。この場合においては、利用の許可又は利用の変更の許可の申請を口頭によりするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第4項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額（免除）承認申請書を提出するものとする。

5 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第11号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
(使用料の還付の請求等)

第8条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の5日前までであった場合 既納又は過納となる弓道場の射場の使用料の額の10分の8に相当する額並びに既納又は過納となる弓道場の会議室及び附属設備の使用料の額に相当する額
- (4) 使用料を納付した後当該利用を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、教育委員会に対して、別記第12号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第13号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。
(整理人の配置)

第9条 利用者のうち弓道場の射場を団体で利用する者は、弓道場の内外の秩序を保つため、整理に必要な者を置き、かつ、その人員及び配置について当該利用の前に指定管理者に届け出なければならない。
(管理上の立入り)

第10条 利用者は、弓道場の関係職員が利用施設及び弓道場の設備等（備品を含む。以下同じ。）の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。
(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用施設の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、弓道場の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
(設備の制限)

第12条 弓道場を利用する者は、弓道場の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
(遵守事項)

第13条 弓道場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
- (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 許可を受けないで弓道場の備品等を弓道場の外に持ち出さないこと。
- (6) 弓道場の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、弓道場への入場を拒み、又は弓道場からの退去を命ずることができる。

- (1) 他の利用者その他の弓道場を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者(汚損等の届出)

第15条 弓道場を利用する者は、弓道場の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第16条 条例第18条の教育委員会規則で定める申請書は、別記第14号様式によるものとする。

2 条例第18条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類

3 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、弓道場の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請等に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請並びに利用の許可に必要な書類については、第16条第1項及び第2項並びに第6条並びに第2条第1項、第3条第2項及び第4条第1項の規定の例による。

別記

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立弓道場利用施設利用許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的(行事名)					
利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号		
		氏名			
利用の区分	団体利用 ・ 個人利用	利用者の区分	学生 ・ 一般	入場者の予定数	人
利用施設及び利用期間	利用施設	利用年月日	利用時間		※ 使用料の額
	射場	近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで	円
		遠的射場			
		近的射場及び遠的射場			
	会議室	放送設備			
		大会議室			
		中会議室			
小会議室					
	冷暖房設備				
合計					円
その他参考事項					
※ 利用の許可の条件その他					
※ 決裁欄			担当	※ 使用料の額	円
				※ 受付年月日	年 月 日
※ 利用の取消し等			取消し ・ 変更	※ 許可年月日	年 月 日
※ 決裁欄			担当	※ 許可番号	第 号
				※ 処理区分	通知 年 月 日

注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 この申請書は、団体で利用施設を、個人で会議室のみ又は会議室及び冷暖房設備を利用する場合のものです。

第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

高知県立弓道場利用施設利用許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的					
利用者の区分	学生 ・ 一般				
勤務先又は学校名					
利用施設	射場 ・ 放送設備				
利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	1日利用 ・ 1月利用		
その他参考事項					
※ 利用の許可の条件その他					
※ 決裁欄			担当	※ 使用料の額	円
				※ 受付年月日	年 月 日
※ 利用の取消し等	取消し ・ 変更		※ 許可年月日	年 月 日	
※ 決裁欄			担当	※ 利用券番号又は許可番号	№ 第 号
				※ 処理区分	通知 年 月 日

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 この申請書は、個人で射場のみ又は射場及び放送設備を利用する場合のものです。

第3号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号				
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に係る使用料の額					円
その他参考事項					
※ 利用の変更の許可の条件その他					
※ 決裁欄			担当	※ 変更前の許可に係る使用料の額	円
				※ 変更後の許可に係る使用料の額	円
※ 利用の取消し等	取消し ・ 変更		※ 受付年月日	年 月 日	
※ 決裁欄			担当	※ 変更許可年月日	年 月 日
				※ 変更許可番号	第 号
				※ 処理区分	通知 年 月 日

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 この申請書は、団体に利用施設を、個人で会議室のみ又は会議室及び冷暖房設備を利用する場合のものです。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立弓道場の利用施設の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用券番号又は 利用の許可年月 日及び許可番号	No. 年 月 日 第 号				
変更の 内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に 係る使用料の額	円				
その他参考事項					
※ 利用の変更の許可の条件 その他					
※ 決裁欄	担当	※ 変更前の許可に 係る使用料の額	円		
		※ 変更後の許可に 係る使用料の額	円		
※ 利用の取消し等	取消し・変更	※ 受付年月日	年 月 日		
※ 決裁欄	担当	※ 変更許可年月日	年 月 日		
		※ 変更後の利用券 番号又は変更許 可番号	No. 第 号		
		※ 処理区分	通知 年 月 日		

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 既に利用券の交付を受けているときは、その利用券を添えてください。
3 この申請書は、個人で射場のみ又は射場及び放送設備を利用する場合のものです。

第5号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県教育委員会 様

高知県立弓道場利用施設利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立弓道場の利用施設の利用については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的（行事名）					
利用責任者の住 所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用の区分	団体利用・個人利用	利用者の区分	学生・一般	入場者の予定数	人
利用 施設 及び 利用 期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間	使用料の額
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで	円
		遠的射場			
		近的射場及 び遠的射場			
	放送設備				
	会議室	大会議室			
		中会議室			
小会議室					
冷暖房設備					
合計				円	
使用料の納付期限	年 月 日				
利用の許可の条件 その他					
注 1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。 2 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 3 利用時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。 4 利用に際しては、この高知県立弓道場利用施設利用許可書を必ずお持ちください。 5 利用に際しては、高知県立弓道場の関係職員の指示に従ってください。 6 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。					

備考 この許可書は、団体で利用施設を、個人で会議室のみ若しくは会議室及び冷暖房設備を利用する場合又は個人で射場及び放送設備を利用する場合の当該放送設備の利用の許可に係るものとする。

第6号様式 (第4条関係)

(その1)

No. _____	No. _____
弓道場射場利用券 (個人1日利用)	弓道場射場利用券 (個人1日利用) (副)
学生 ・ 一般	学生 ・ 一般
利用年月日 _____ 年 月 日	利用年月日 _____ 年 月 日
利用者氏名 _____	利用者氏名 _____
使用料の額 _____ 円	使用料の額 _____ 円
高知県立弓道場	高知県立弓道場

(裏面)

<p>1 この利用券は、射場を利用するとき、弓道場の関係職員に渡してください。</p> <p>2 この利用券は、氏名を記載されている者が射場を利用するときに限り使用することができます。</p> <p>3 近的射場又は遠的射場を団体が利用しているときは、その射場を利用することはできません。</p> <p>4 近的射場及び遠的射場を団体が利用しているときは、この利用券を使用することはできません。</p> <p>5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書に添えて提出してください。</p>	
--	--

- 備考 1 寸法は、縦4センチメートル、横12センチメートルとする。
- 2 Noは、会計年度ごとの通し番号とする。
- 3 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
- 4 点線は、切取り線とする。

(その2)

(No. _____)	(_____ 年 月 日)
弓道場射場利用券 (個人1日利用)	
利用者区分 _____	
使用料の額 _____ 円	
高知県立弓道場	

- 備考 1 この様式は、機械で発行する場合に使用する。
- 2 寸法は、縦3センチメートル、横5.75センチメートルとする。
- 3 Noは、会計年度ごとの通し番号とする。
- 4 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

(その 3)

No. _____
弓道場射場利用券 (個人 1 月利用)
学生 ・ 一般
利用期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
学校名又は住所 _____
利用者氏名 _____
使用料の額 _____ 円
高知県立弓道場

(裏面)

- 1 この利用券は、射場を利用するときに、弓道場の関係職員に提示してください。
- 2 この利用券は、氏名を記載されている者が射場を利用するときに限り使用することができます。
- 3 近的射場又は遠的射場を団体が利用しているときは、その射場を利用することはできません。
- 4 近的射場及び遠的射場を団体が利用しているときは、この利用券を使用することはできません。
- 5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を高知県立弓道場利用施設利用変更許可申請書に添えて提出してください。

- 備考
- 1 寸法は、縦 4 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
 - 2 No は、会計年度ごとの通し番号とする。
 - 3 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

第 7 号様式 (第 4 条関係)

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

高知県教育委員会 印

高知県立弓道場利用施設利用変更許可書

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のありました高知県立弓道場の利用施設の利用の変更については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

利用の許可年月日及び許可番号		年 _____ 月 _____ 日	第 _____ 号
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更前の許可に係る使用料の額			円
変更後の許可に係る使用料の額			円
利用の変更の許可の条件その他			

備考 この許可書は、団体に利用施設を、個人で会議室のみ若しくは会議室及び冷暖房設備を利用する場合又は個人で射場及び放送設備を利用する場合の当該放送設備の利用の変更の許可に係るものとする。

第8号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者



高知県立弓道場利用料金承認申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により高知県立弓道場の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金 (円)	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第9号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者



高知県立弓道場利用料金変更承認申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第11条第2項の規定により高知県立弓道場の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金 (円)		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第10号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号
④
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立弓道場利用施設使用料減額 (免除) 承認申請書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第12条の規定に基づき高知県立弓道場の利用施設の利用について使用料の減額 (免除) を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的 (行事名)				
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		
	氏名			
利用の区分	団体利用 ・ 個人利用	利用者の区分	学生 ・ 一般	
利用施設及び利用期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで
		遠的射場		
		近的射場及び遠的射場		
	会議室	放送設備		
		大会議室		
		中会議室		
		小会議室		
冷暖房設備				
減額又は免除を受けようとする理由及び金額			円	
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額 (A)	算定内訳	金額	
	減額又は免除をする使用料の額 (B)		円	
	決定した使用料の額 (A-B)		円	
※ 決 裁 欄	担当	※ 受付年月日	年 月 日	
		※ 決定年月日	年 月 日	
		※ 決定番号	第 号	
		※ 処理区分	通知 年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第11号様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育委員会 ④

高知県立弓道場利用施設使用料減額 (免除) 承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立弓道場の利用施設の使用料の減額 (免除) については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第12条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用の目的 (行事名)				
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		
	氏名			
利用の区分	団体利用 ・ 個人利用	利用者の区分	学生 ・ 一般	
利用施設及び利用期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで
		遠的射場		
		近的射場及び遠的射場		
	会議室	放送設備		
		大会議室		
		中会議室		
		小会議室		
冷暖房設備				
利用の許可年月日及び許可番号又は利用券番号		年 月 日	第 号	
正規の使用料の額			円	
減額又は免除をする使用料の額			円	
決定した使用料の額			円	
使用料の納付期限		年 月 日		

第12号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

請求者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県立弓道場利用施設使用料還付請求書

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき高知県立弓道場の利用施設の利用について使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用の区分	団体利用 ・ 個人利用		利用者の区分	学生 ・ 一般
利用施設及び利用期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで
		遠的射場		
		近的射場及び遠的射場		
		放送設備		
	会議室	大会議室		
		中会議室		
小会議室				
	冷暖房設備			
利用の許可年月日及び許可番号又は利用券番号		No. 年 月 日 第 号		
使用料の納付年月日		年 月 日		
納付済みの使用料の額		円		
還付を請求する使用料の額		円		
還付を請求する理由				
※		算定内訳		金額
使用料の額の算定	正規の使用料の額			円
	決定した使用料の額 (A)			円
	納付済みの使用料の額 (B)			円
	還付する使用料の額 (A-B)			円
※ 決裁欄	担当	※ 受付年月日	年 月 日	
		※ 決定年月日	年 月 日	
		※ 決定番号	第 号	
		※ 処理区分	通知	年 月 日
		※ 還付年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第13号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育委員会 ㊟

高知県立弓道場利用施設使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立弓道場の利用施設の使用料の還付については、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用の区分	団体利用 ・ 個人利用		利用者の区分	学生 ・ 一般
利用施設及び利用期間	射場	利用施設	利用年月日	利用時間
		近的射場	年 月 日	時 分から 時 分まで
		遠的射場		
		近的射場及び遠的射場		
		放送設備		
	会議室	大会議室		
		中会議室		
小会議室				
	冷暖房設備			
利用の許可年月日及び許可番号又は利用券番号		No. 年 月 日 第 号		
使用料の納付年月日		年 月 日		
納付済みの使用料の額		円		
決定した使用料の額		円		
還付する使用料の額		円		

第14号様式 (第16条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立弓道場の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第18条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ						
	名称						
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ				
			氏名				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)					
電話番号				ファクシミリ番号			
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)						
	電話番号			ファクシミリ番号			

関係書類

- (1) 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第18条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

内水面漁場管理
委員会公告

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成25年における増殖目標量、期間等について、平成24年11月28日に次のとおり決定したので公告する。

平成24年12月14日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	12.5	250	—	—	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	42.5	850	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	12.5	250	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	90	1,800	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	90	1,800	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	12.5	250	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	12.5	250	—	15	3,000
計	17件	3,030	770	15,400	—	470	40,000

- 2 種苗放流のほか、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。
- 産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
 - 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流等）
 - 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
 - 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
 - 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）
- 3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。
- 4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。
- 5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。
- 6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。
- 7 増殖を行うべき期間は、平成25年1月1日から同年12月31日までとする。
- 8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年12月14日

高知県教育長 中澤 卓史

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

- ア マイクロソフトスクールアグリーメント (Microsoft Desktop School All Languages License/SA Pack) 7,000ライセンス
- イ マイクロソフトオフィスソフト (Microsoft Office Pro Plus 2010 32-bit/x64 Japanese DiskKit MVL DVD 5MLFの後継版) 50枚
- ウ マイクロソフトウィンドウズソフト (Microsoft Windows Pro 8 32-bit DiskKit MVL DVD 5MLF) 50枚
- エ マイクロソフトウィンドウズソフト (Microsoft Windows Pro 8 64-bit DiskKit MVL DVD 5MLF) 50枚

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年3月1日から平成28年2月29日まで

(4) 納入期限

平成25年2月28日

(5) 納入場所

高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県教育委員会事務局教育政策課

(6) 入札方法

- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の総額を入札書に記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者である

<p>こと。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局教育政策課 電話番号088-821-4904 ファクシミリ番号088-821-4558</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成24年12月14日（金）から平成25年1月23日（水）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成24年12月14日午前9時から平成25年1月23日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局教育政策課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310101/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成25年1月31日（木）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年1月29日（火）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階 南会議室</p> <p>4 その他</p>	<p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札の無効 この入札公告に係る入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年12月25日（火）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を必ず申し出ること。</p> <p>(8) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(9) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Microsoft Desktop School All Languages License/SA Pack 7,000 units, The superseded edition of Microsoft Office Pro Plus 2010 32-bit/x64 Japanese DiskKit MVL DVD 5MLF 50 disks, Microsoft Windows Pro 8 32-bit DiskKit MVL DVD 5MLF 50 disks and Microsoft Windows Pro 8 64-bit DiskKit MVL DVD 5MLF 50 disks</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Thursday 31 January 2013</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 4:00 P.M. on Tuesday 29 January 2013</p>	<p>(4) Inquiries: Educational policy Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-821-4904 Fax: 088-821-4558</p> <p>----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成24年12月14日 高知県公営企業局長 安岡 俊作</p> <p>1 落札に係る購入物品の名称及び数量 磁気共鳴画像診断装置 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号</p> <p>3 落札者を決定した日 平成24年11月20日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 東芝メディカルシステムズ株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番40号</p> <p>5 落札金額 145,950,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成24年10月5日</p>
---	---	--